

名勝三保松原規制地区図

【特別規制 A 地区】

防潮堤外側の国有浜地の海浜地区で、松原の景観保護のため、現状変更は原則として認めない。ただし、次に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 人命の安全を確保するためのもの。
- (2) 海岸保全上必要なもので、景観等に著しい影響を与えないもの。
- (3) 既存の飛行場の滑走路の整備。

【特別規制 B 地区】

松原としてのすべたれた景観を保ち価値の極めて高い地区であり、将来に渡って松原を保護し、自然景観の維持を図るとともに、その回復にも努めるものとする。従って自然景観の維持及びその回復を目的とする事業以外の現状変更は原則として認めない。ただし、次に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 人命の安全を確保するためのもの。
- (2) 福祉上欠くことのできない公共施設で、他の区域では設置の意義を失うもの。
- (3) 既存の建築物の改築で建築面積及び高さを上回らず、景観に配慮したものの。
- (4) 都市公園としての機能を有する施設（トイレ、水飲場、ベンチ、遊歩道等）の設置。
- (5) 災害復旧等の公共事業。
- (6) 既存の飛行場について、業務遂行に必要な管制施設、格納庫の整備。

【第 1 種規制地区】

特別規制地区につぐ、優れた三保松原の景観を形成しており、自然景観の維持を図っていく地区であるが、地域経済社会の振興と発展に配慮する必要がある。従って原則として、次のような行為は認めない。

- (1) 高さ17メートル以上の建築物の新築、増改築。ただし、学校施設、体育施設等の照明及び旗柱に類するものについては、その高さが地盤面から25mを越えないものを除く。
- (2) 第一項の規制を越える既存の建築物で、既存の高さを上回る増改築。
- (3) 松の生立木の枝打ち及び伐採。ただしやむを得ない場合については管理団体と協議する。
- (4) 環境を損うおそれがあると認められている塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋立。
- (5) 景観を損うおそれがあると認められる形状及び彩色の建築物の設置。

【第 2 種規制地区】

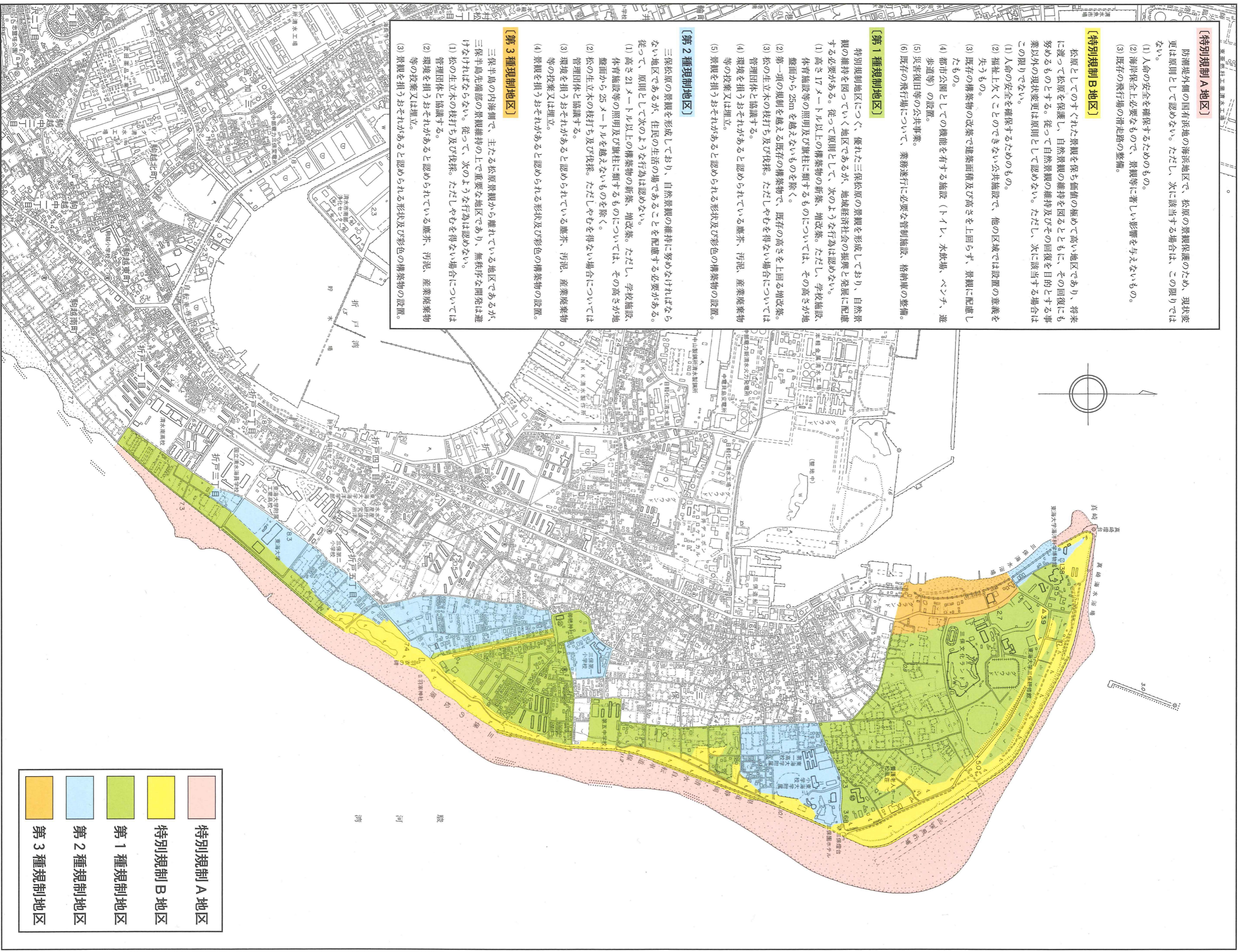
三保松原の景観を形成しており、自然景観の維持に努めなければならない地区であるが、住民の生活の場であることを配慮する必要がある。従って、原則として次のような行為は認めない。

- (1) 高さ21メートル以上の建築物の新築、増改築。ただし、学校施設、体育施設等の照明及び旗柱に類するものについては、その高さが地盤面から25メートルを越えないものを除く。
- (2) 松の生立木の枝打ち及び伐採。ただしやむを得ない場合については管理団体と協議する。
- (3) 環境を損うおそれがあると認められている塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋立。
- (4) 景観を損うおそれがあると認められる形状及び彩色の建築物の設置。

【第 3 種規制地区】

三保半島の内海側で、主たる松原景観から離れている地区であるが、三保半島先端部の景観維持の上で重要な地区であり、無秩序な開発は避けなければならない。従って、次のような行為は認めない。

- (1) 松の生立木の枝打ち及び伐採。ただしやむを得ない場合については管理団体と協議する。
- (2) 環境を損うおそれがあると認められている塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋立。
- (3) 景観を損うおそれがあると認められる形状及び彩色の建築物の設置。



	特別規制 A 地区
	特別規制 B 地区
	第 1 種規制地区
	第 2 種規制地区
	第 3 種規制地区

1 : 15,000

0 500 1000 1500 2000 2500m